

議案第 59 号

議決第 号

始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

始良市国民健康保険条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

始良市国民健康保険条例（平成22年始良市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。